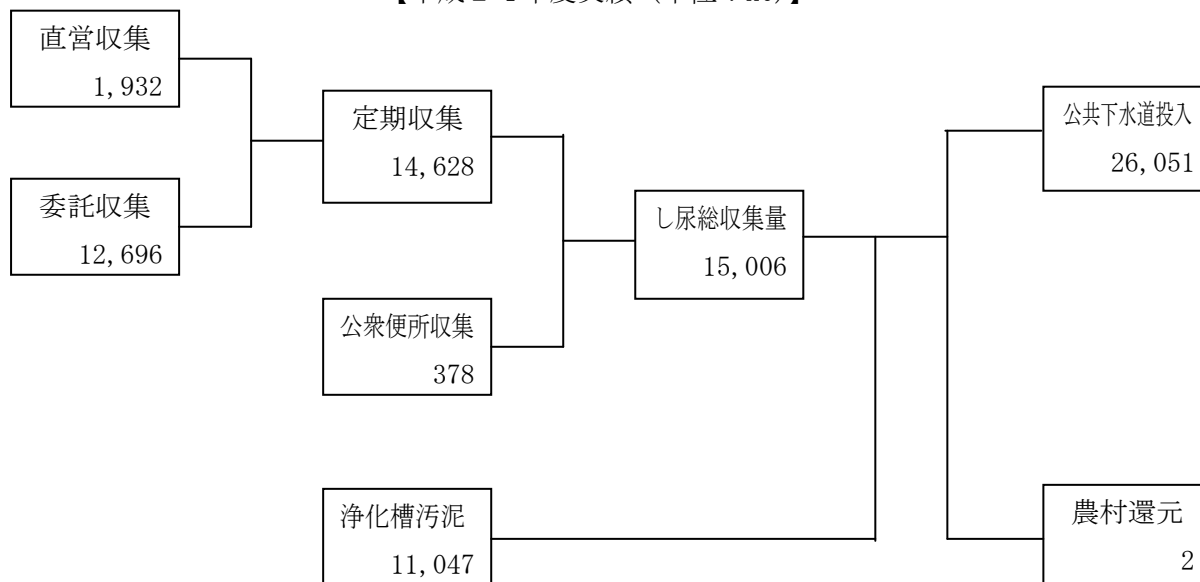


## 第 8 し尿処理

### 1 処理実績

#### (1) し尿及び浄化槽汚泥処理フロー図

【平成24年度実績（単位：kℓ）】



#### (2) 収集実績

(単位：kℓ)

|    | H16    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 直営 | 5,552  | 5,184  | 3,794  | 3,074  | 2,981  | 2,854  | 2,572  | 2,267  | 2,310  |
| 委託 | 16,566 | 17,776 | 18,392 | 17,131 | 16,057 | 15,333 | 14,505 | 13,797 | 12,696 |
| 合計 | 22,118 | 22,960 | 22,186 | 20,205 | 19,038 | 18,187 | 17,077 | 16,064 | 15,006 |

#### (3) 処理実績

(単位：kℓ)

|                  | H16    | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 下水道投入            | 22,111 | 22,960 | 22,184 | 20,205 | 19,033 | 18,185 | 17,077 | 16,064 | 15,004 |
| 農村還元             | 7      | 0      | 2      | 0      | 5      | 2      | 0      | 0      | 2      |
| し尿計              | 22,118 | 22,960 | 22,186 | 20,205 | 19,038 | 18,187 | 17,077 | 16,064 | 15,006 |
| 浄化槽汚泥<br>(下水道投入) | 13,750 | 15,054 | 15,059 | 12,463 | 12,529 | 11,146 | 11,197 | 11,406 | 11,047 |
| 合計               | 35,868 | 38,014 | 37,245 | 32,668 | 31,567 | 29,333 | 28,274 | 27,470 | 26,053 |

#### (4) 収集対象戸数

(単位：世帯)

|    | H16   | H17   | H18   | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 直営 | 1,842 | 1,755 | 665   | 662   | 649   | 628   | 572   | 553   | 590   |
| 委託 | 6,452 | 7,063 | 7,554 | 7,207 | 6,866 | 5,986 | 5,362 | 5,087 | 4,991 |
| 合計 | 8,294 | 8,818 | 8,219 | 7,869 | 7,515 | 6,614 | 5,934 | 5,640 | 5,581 |

## 2 処理計画

本市では、公共下水道整備による水洗化の進ちょくにより、年々、し尿収集対象世帯数は減少しているが、山間部などの未水洗化である約 5,200 世帯がし尿収集を必要としており、し尿を衛生的に処理し、生活環境を保全するため、概ね月 2 回、15 日ごとに定日収集を実施している。ただし、下水処理区域となって 3 年を経過した地区については、概ね 20 日ごとの収集としている。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥については、し尿前処理施設へ投入し、液体分と固体分に分離した後、液体分は貯留槽に蓄え、下水道に均等放流し、下水処理場において終末処理を行っている。

### 【収集・運搬及び処理計画】

|       | 収集・運搬 |            |          | 処 理   |            |
|-------|-------|------------|----------|-------|------------|
|       | 処理主体  | 量          | 対象世帯数    | 処理方法  | 量          |
| し 尿   | 市     | 13,100kℓ／年 | 5,224 世帯 | 下水道投入 | 13,100kℓ／年 |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者  | 10,900kℓ／年 | 3,278 世帯 | 下水道投入 | 10,900kℓ／年 |

### 【施設の概要】

| 施設名称    | 形 式     | 処理能力      | 所 在 地             |
|---------|---------|-----------|-------------------|
| し尿前処理施設 | 下水道投入方式 | 1,250kℓ／日 | 京都市南区西九条森本町 83 番地 |

## 3 手数料

当初は収集量に応じ手数料をその場で徴収し、直営、業者それぞれの収入としていたが、昭和 41 年の制度改革により、業者の許可制を委託制に切り替えたのを機会に手数料の徴収は市が行うこととし、料金体系についても従前の従量制に加え定額制を採用した。

また、手数料の納入方法については、口座振替制、納付制及び臨宅制としていたが、平成 8 年度末に臨宅制を廃止し、平成 9 年 4 月から口座振替制及び納付制としている。

(平成 23 年 4 月 1 日からの手数料)

| 区 分         |                        |             |                                | 単 位              | 手数料   |
|-------------|------------------------|-------------|--------------------------------|------------------|-------|
| 下水道処理区域の場合等 | 人数に基づき算定する場合<br>【定額制】  |             | 便所を使用する者(以下「使用者」という。)が2人以内のとき。 | 1 月              | 2,100 |
|             |                        |             | 使用者が3人以上のとき。                   | 1 人につき 1 月       | 1,050 |
|             | 収集量に基づき算定する場合<br>【従量制】 | 定期的に収集するとき。 | 1月の収集量が200リットル以下のとき。           | 1 月              | 4,500 |
|             |                        |             | 1月の収集量が200リットルを超えるとき。          | 1 月 100 リットルまでごと | 2,250 |
|             |                        | 臨時に収集するとき。  | 1回の収集量が200リットル以下のとき。           | 1 回              | 4,500 |
|             |                        |             | 1回の収集量が200リットルを超えるとき。          | 1 回 100 リットルまでごと | 2,250 |
| その他の場合      | 人数に基づき算定する場合<br>【定額制】  |             | 使用者が2人以内のとき。                   | 1 月              | 900   |
|             |                        |             | 使用者が3人以上のとき。                   | 1 人につき 1 月       | 450   |
|             | 収集量に基づき算定する場合<br>【従量制】 | 定期的に収集するとき。 | 1月の収集量が200リットル以下のとき。           | 1 月              | 1,900 |
|             |                        |             | 1月の収集量が200リットルを超えるとき。          | 1 月 100 リットルまでごと | 950   |
|             |                        | 臨時に収集するとき。  | 1回の収集量が200リットル以下のとき。           | 1 回              | 1,900 |
|             |                        |             | 1回の収集量が200リットルを超えるとき。          | 1 回 100 リットルまでごと | 950   |

備考 「下水道処理区域の場合等」とは、収集する場所が次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 下水道処理区域となって 3 年を経過した区域に存する場合（下水道法第 11 条の 3 第 3 項ただし書の規定によりくみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合を除く。）
- (2) 催し会場、工事現場等において、当該事業の用に供するために一時的に設置される仮設便所である場合

## 4 公衆トイレ維持管理等

### (1) 公衆トイレ維持管理

環境政策局所管の公衆トイレは、平成 25 年 4 月 1 日現在で市内に 77 箇所（水洗式 67 箇所、浄化槽式 4 箇所、くみ取り式 6 箇所）設置している。

公衆トイレの清掃については、地元清掃を行っている 4 箇所の公衆トイレを除き、原則、毎日 1 回以上清掃を行っている。一部は 1 日 2 回清掃、繁華街や観光地等利用者が特に多い 33 箇所の公衆トイレについては、毎週日曜日に 1 日 3 回清掃、さらに、平成 23 年度からは、繁華街の公衆便所の夜間清掃を実施し、清潔で快適な公衆トイレの維持に努めている。

また、公衆トイレの故障やトラブル等に迅速に対応するため、公衆トイレの定期的な巡視業務や、緊急時の連絡体制を確保し、適切な維持管理に努めている。

(参考)

- ・ 浄化槽式公衆トイレ  
高雄バス停前，中地，常照皇寺，大原の里
- ・ くみ取り式公衆トイレ  
将軍塚，高雄神護寺下，嵯峨清滝，江文神社，寂光院，上黒田
- ・ 地元清掃  
醍醐三宝院，大原野，龍安寺境内，将軍塚

### (2) 公衆トイレ整備

老朽化した公衆トイレの計画的な改修や、公衆トイレの新設等を行っている。

<平成 23 年度整備>

出町橋西詰公衆トイレ【改修】(和式便器の洋式便器化)

祇園石段下公衆トイレ【改修】(和式便器の洋式便器化)

<平成 24 年度整備>

吉田神社境内公衆トイレ【改修】(和式便器の洋式便器化)

三十三間堂バスプール公衆トイレ【改修】(和式便器の洋式便器化)

<平成 25 年度整備予定>

京福四条大宮駅南公衆トイレ【改修】(和式便器の洋式便器化)

### (3) 観光トイレ制度

京都市周辺部の観光・行楽地では、市民・観光客の利便を図るため、私有トイレを所有者の協力を得て一般に開放している。現在 25 箇所の観光トイレがある。

【観光トイレ設置数】

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 行政区 | 設 置 箇 所                                                            | 箇所数   |
|-----|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 北 区 | 雲ヶ畑 (2 箇所) , 平野神社, 上賀茂神社前                                          | 4 箇所  |
| 上京区 | 御霊神社                                                               | 1 箇所  |
| 左京区 | 貴船神社, 花脊大布施, 花脊原地 (2 箇所) , 京都造形芸術大学, 広河原, 久多, 南禅寺, 八瀬, 大豊神社, 若王子神社 | 11 箇所 |
| 東山区 | 知恩院                                                                | 1 箇所  |
| 山科区 | 日向大神宮, 牛尾山                                                         | 2 箇所  |
| 右京区 | 嵯峨鳥居本, 広沢池バスプール, 下中運動公園, 宕陰, 水尾                                    | 5 箇所  |
| 西京区 | 檉原                                                                 | 1 箇所  |
| 合 計 |                                                                    | 25 箇所 |

(4) 移動トイレ貸付

公衆トイレの代替として、災害時や防災訓練、市主催の行事、民間の行事等に対応するため、移動式トイレを 12 台（普及型 7 台、和風型 5 台）保有しており、災害関係以外については有料で貸出しを行っている。

【移動便所貸付料】

|           | 普及型      | 和風型      |
|-----------|----------|----------|
| 基本貸付料     | 31,300 円 | 32,400 円 |
| 2 日目以降貸付料 | 1,100 円  | 1,650 円  |